

第2期宍粟市地域福祉計画施策体系

基本理念 つながりで みんなでつくる 宍粟のふくし

基本目標	基本施策
1. 地域福祉を進める担い手づくり	(1) 市民活動・ボランティアへの参画促進
	(2) 地域や学校での福祉学習の推進
2. 地域で支え合う仕組みづくり	
	(1) 小地域福祉活動の活性化
	(2) 地域福祉資源の活用・開発
	(3) つながりを深めるコーディネート機能の構築

第3期宍粟市地域福祉計画施策体系

基本理念 つながりを みんなでつくる 宍粟のふくし

基本目標	基本施策
1. 地域福祉を進める担い手を育てます	(1) 福祉教育を推進し、地域福祉意識を普及啓発します
	(2) 市民活動・ボランティアへの参画を促進します
	(3) 地域福祉を担う人材を発掘・育成します
	(4) 社会福祉法人による公益的活動を推進します
2. みんなで支え合う仕組みをつくります 【我が事の地域づくり】	(1) 地域住民等が集う場・拠点づくりを進めます
	(2) 住民主体の見守り・支え合い体制を充実します
	(3) 誰もが活躍できる機会を確保します

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会 ※平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生

2期計画からの変更点・施策の方向性等	基本施策追加等の理由	地域福祉計画ガイドライン
◆1(2)から表記の変更と「普及啓発」の文言追加: 「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉の考え方や取組を共有し地域福祉活動への関心を高め参加を促すよう学習機会の提供と普及・啓発に取り組めます。		④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
◆1(1)から場所移動(まずは教育・啓発、そして参画促進) 地域住民等(地域住民や福祉関係者(事業者、ボランティア))が地域活動に参画しやすい環境づくりに努め、「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参画を促します。		④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進)
◆基本施策として追加 多様な主体と地域の課題解決に取り組む人材を発掘・育成します。	現行計画の検証の結果、ボランティアの高齢化やリーダーのなり手不足、自治会福祉委員の認知度の低さや意識の希薄化等、地域福祉を推進する人材の養成が課題となっているため別途柱立てする。	④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 ・地域福祉を推進する人材の養成
◆基本施策として追加 改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されたことから、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化します。	現在実施できていない、社会福祉法人の社会貢献をめざす組織づくり(社会福祉法人連絡会の設立)を始め、自らの事業に特化せず全体のために協力する体制づくりを推進するため別途柱立てする。	③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
◆基本施策として追加 地域の拠点が地域の困りごとを集約し解決する場となるよう地域住民等が交互に交流を図れる居場所をつくります。	小地域福祉活動から一部特出し。これまで小地域福祉活動としてふれあいサロン・喫茶等、介護保険事業「通いの場」等を展開しているが、地域住民が集う場は「みんなで支え合う仕組みづくり」の核となるため別途柱立てする。	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ・地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用(活動拠点の例:公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗等の活用、民間事業者等との連携、協力による確保)
◆2(1)から表記変更 社会福祉法第4条1項において、「地域住民」を理解と協力を得るべき存在から地域福祉の推進に努める主体に位置づけられていることを踏まえ、地域住民が主体的に生活課題を把握し、解決を試みることができる体制を充実させます。		⑤包括的な支援体制の整備に関する事項 ・「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
◆各基本施策へ包含		
◆基本施策として追加 改正社会福祉法第4条第1項を踏まえ、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現をめざすため、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保します。	誰もが役割を持ち活躍できる場を確保するためには、これまでの福祉の分野に限定されことなく様々な分野との連携や、活躍を阻む社会の障壁を取り除く環境整備が必要があることから、別途柱立てする。	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ・様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
◆3(2)へ統合		

3(2)へ統合

第2期宍粟市地域福祉計画施策体系

基本理念 つながりで みんなでつくる 宍粟のふくし

基本目標	基本施策
3. サービスが適切に受けられる仕組みづくり	(1) 情報提供の強化
	(2) 相談窓口の充実
	(3) 生活困窮者などへの支援
4. 安全で安心なまちづくり	(1) 緊急時における要配慮者への支援
	(2) 支え合いのまちづくり
	(3) すべての人にやさしいまちづくり

第3期宍粟市地域福祉計画施策体系

基本理念 つながりを みんなでつくる 宍粟のふくし

基本目標	基本施策	2期計画からの変更点・施策の方向性等	基本施策追加等の理由	地域福祉計画ガイドライン
3. 適切な支援が受けられる仕組みをつくり 【包括的な支援体制の整備:『縦割り』から『丸ごと』への転換】	(1) 相談支援体制・情報提供を充実します	◆3(1)(2)を統合 地域における生活課題を市全体の施策や取組に反映させるなど包括的な相談支援体制を整備し、そのための関係機関の情報提供による課題共有を充実させます。		②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ・福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項 ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
	(2) 課題解決に向けた多様な主体のつながりを構築・強化します	◆基本施策として追加 地域住民等の抱える生活課題を受け止め、解決を図るためのネットワークを強化し包括的な支援体制を構築します。	「みんなで支え合う仕組みづくり」から「適切な支援が受けられる仕組みづくり」へ移動。 支援の枠組みを形成するうえで、多機関協働による包括的支援は核(土台)となるため別途柱立てする。	⑤包括的な支援体制の整備に関する事項 ・多機関の協働による市における包括的な支援体制の構築
	(3) 権利擁護等の取り組みを推進します	◆基本施策として追加 地域福祉計画ガイドラインや障害者差別解消法を踏まえ、市民一人ひとりの権利擁護・虐待防止等に関する施策を追加します。	現行計画でも市民後見人候補者養成講座を開催するなど対応しているが、スタートしたばかりであり、まだ一般的に理解が深まっていないことが課題として上がっている。また、ケースに応じて、児童相談所や警察といった関係機関との連携強化が重要であるため別途柱立てする。	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ・市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行ったり擁護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
	(4) 自立を支える取り組みを推進します	◆3(3)から表記を変更し新たに追加 生活困窮者のみでなく、社会的孤立者や就労・居住に課題を抱える者への支援、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰の支援、自殺対策等の施策を追加します。	生活困窮者の定義は広義に渡っており、金銭的困窮から社会的孤立等様々なケースが存在し、各分野横断体制の構築が必須である。また、新たに自殺対策の効果的支援など、制度の狭間問題への対応も喫緊の課題となっているため「自立支援」として柱を拡大する。	①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ・制度の狭間の課題への対応の在り方 ・居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 ・就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ・自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
4. 安全で安心なまちづくり	(1) 地域の防災対策を充実します	◆4(1)から表記変更: 緊急時における要配慮者の支援のみでなく、日ごろの地域全体での防災対策の視点を追加します。		②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 ・避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
	(2) 支え合いのまちづくり	◆2(2)に統合		
	(3) すべての人にやさしいまちづくり	◆まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進、交通弱者対策等に加え、情報アクセシビリティの推進等を追加します。		

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会 ※平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生